

第 1 編 総則編

第1章 日高市地域防災計画の目的

第1節 計画の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条（以下、「法」という。）の規定に基づき、日高市防災会議が作成する計画であり、市民の協力のもと、日高市の地域における災害を予防し、被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図り、もって市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

- 1 市の地域における防災に際し、市が処理すべき事務又は業務を中心に防災関係機関が処理する事務又は業務を包括する総合的な計画である。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は県知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画を包括する総合的な計画である。

第3 計画の構成

日高市地域防災計画は、以下の6編から構成する。

1 第1編 総則編

市域における過去の災害と災害危険性、関係諸機関の業務大綱、地震被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2 第2編 震災対策編

（1）第1章 施策ごとの具体的計画

ア 予防・事前対策

地震災害発生に備えて、平常時からの教育等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や市の安全性強化を図る計画を示す。

イ 応急対策

初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

ウ 復旧対策

各種の復旧対策に係る計画を示す。

(2) 第2章 災害復興

激甚災害の指定等、速やかな災害復興を図るための計画を示す。

(3) 第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

市は東海地震強化の地震防災対策地域には指定されていないが、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、県防災会議が作成した計画に準じて策定する。市における東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画を示す。

(4) 第4章 火山噴火降灰対策

富士山、浅間山等の近隣火山が噴火した場合、市内でも数cmの降灰が予測されることから、噴火が市民生活等に与える影響を最小限にするための計画を示す。

(5) 第5章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

実際に大規模地震が発生した時、平均的に算出された被害想定を超えた、最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性を想定し、示すものである。

3 第3編 風水害対策編

(1) 第1章 施策ごとの具体的計画

ア 予防・事前対策

風水害の発生に備えて、平常時からの教育等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や市の安全性強化を図る計画を示す。

イ 応急対策

初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。

ウ 復旧対策

各種の復旧対策に係る計画を示す。

(2) 第2章 災害復興

激甚災害の指定等、速やかな災害復興を図るための計画を示す。

(3) 第3章 雪害対策

大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

4 第4編 複合災害対策編

複合災害（台風の時に地震が同時発生等）を想定し、防災知識の普及、代替となる防災拠点・避難所・避難経路・輸送手段等の想定、水防活動、土砂災害等の防止、情報の収集・伝達などを示す。

5 第5編 広域応援編

民間との連携強化、周辺市町村の連携強化、被害情報の収集・迅速な職員派遣、広域避難体制の整備などを示す。

6 第6編 事故災害対策編

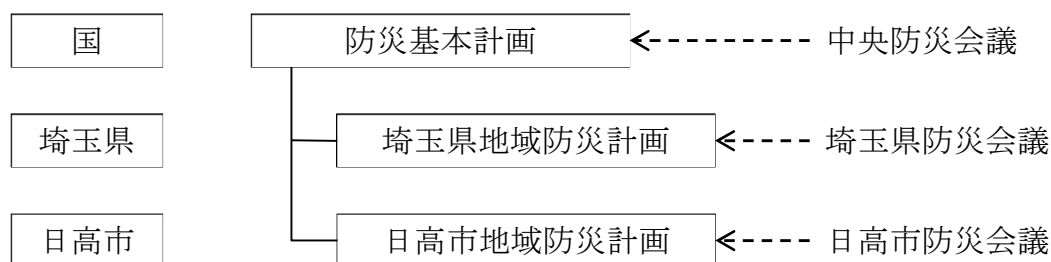
地震災害、風水害を除く、異常な自然現象又は大規模な火災若しくは事故について、防災体制、救援・救護体制等の整備や市の安全性強化を図る計画を示す。

第2節 計画の策定及び修正

第1 計画、策定体制

市は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。

災害対策基本法によって定められている国、県、市の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



第2 市防災会議

防災会議の組織及び運営については関係法令、日高市防災会議条例に定めるところによる。

その任務及び組織は次のとおり。

1 任務

- (1) 日高市地域防災計画の作成及びその実行を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合における当該災害に係る情報を収集すること。
- (3) (1) (2) に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

2 組織

- (1) 日高市防災会議の組織は、資料編に示す。
- (2) 日高市防災会議の庶務は、総務部危機管理課が行う。

第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法の規定に基づき、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、必要があると認めるときは、これを修正する。

第4 他計画との関係

本計画は、本市の地域に係わる災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するも

のであり、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する埼玉県地域防災計画や各防災業務計画などと整合を図る。

第5 防災計画の周知徹底

市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して、この計画の習熟に努めるとともに広く市民に対し周知徹底を図り、防災計画に関する知識をもって防災に寄与するよう努める。

第3節 計画の用語

この計画において、特に指摘のない場合、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1	市	日高市
2	市防災計画	日高市地域防災計画
3	県	埼玉県
4	消防組合	埼玉西部消防組合
5	消防署	飯能日高消防署
6	消防団	日高市消防団
7	警察	埼玉県警察本部・飯能警察署
8	県防災計画	埼玉県地域防災計画
9	市本部	日高市災害対策本部
10	県本部	埼玉県災害対策本部
11	災対法	災害対策基本法
12	救助法	災害救助法
13	防災関係機関	市、埼玉西部消防組合、日高市消防団、飯能警察署、 国指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、 公共的団体・機関

第2章 市域における過去の災害と災害危険性

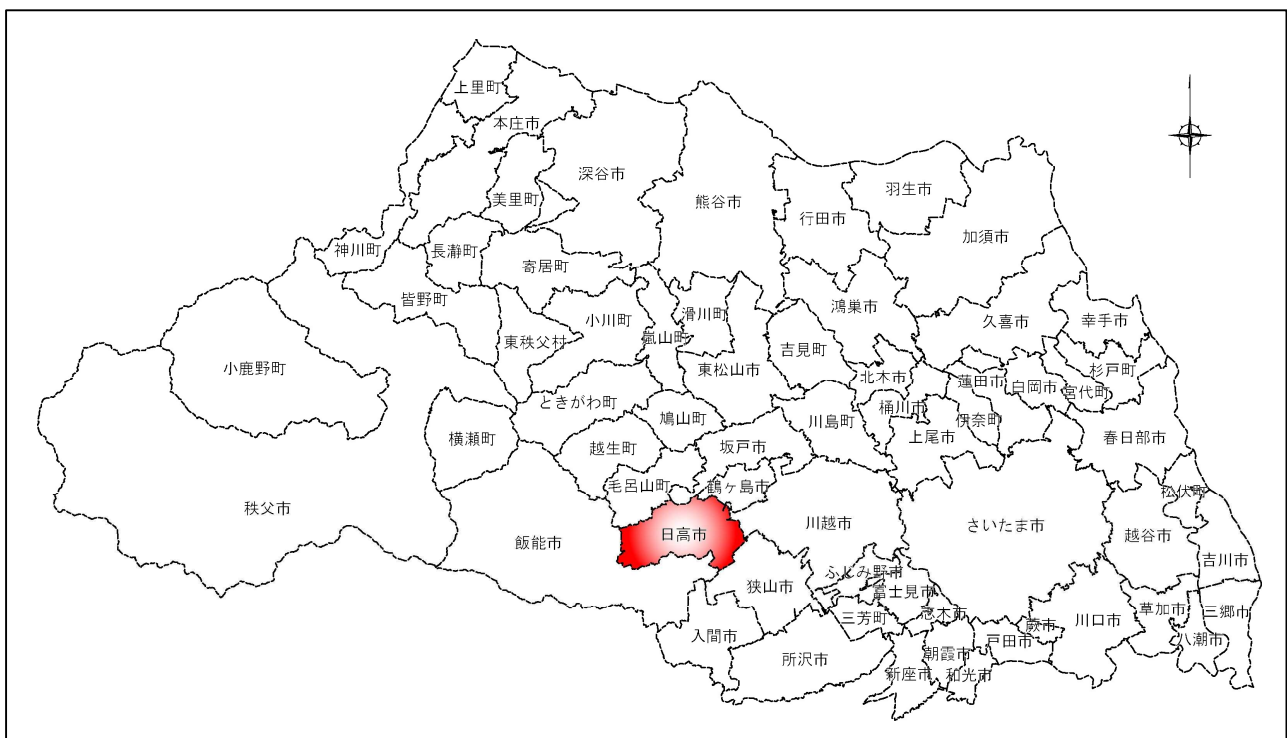
第1節 市の概要

第1 位置・面積

日高市は、東経139度20分、北緯35度54分の埼玉県南西部に位置し、東は川越市、西及び南は飯能市、狭山市、北は坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町と接している。

面積は47.48km²、標高は73m（市役所）である。

【位置図】



第2 気 候

日高市の気候は、一般に四季を通じて穏やかである。

平成23年から令和2年までの過去10年間では、平均気温15.1℃、最高気温の平均値は27.7℃、最低気温の平均値は5.6℃である。また、平均湿度は72.1%である。

冬期の寒冷、乾燥が特徴である。また、年平均降水量は1,515mmである。一日の最大降水量は、令和元年の361.5mmである。（観測：飯能日高消防署）

第3 地 形

日高市の地形は、西部の山地と中部から東部にかけての平野に大きく分けられる。

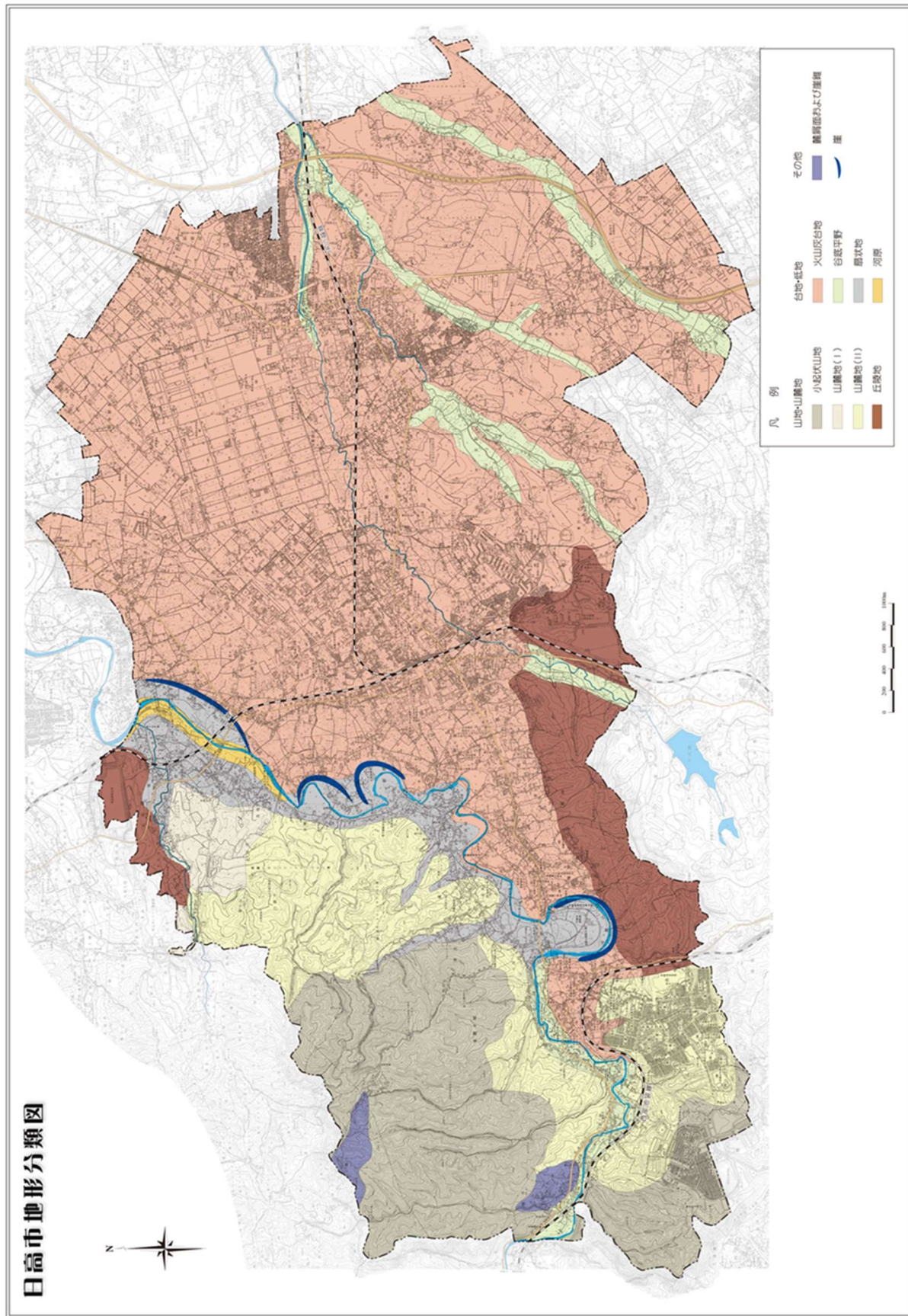
山地は、奥武蔵の山地から高麗川の両側に沿って続く2本の大きな尾根の末端部に当たる。横手や高麗本郷の山地は高度が高く、谷が発達しているが、これとは対照的に高岡から北平沢にかけての山地は低く、なだらかである。

平野部は、丘陵・台地・低地に分けられる。高麗川の南の山地の端から東へ向けて突き出た丘陵は高麗丘陵とよばれ、北側の日高市と南側の飯能市を分けている。

また、高麗川の支流、宿谷川の北には、高麗丘陵をひとまわり小さくしたような丘がある。この丘は毛呂山丘陵とよばれ、南側の一部が日高市に、他は毛呂山町と坂戸市に含められている。

畑や市街地が分布する広い平坦地は、入間台地とよばれる台地で、坂戸市の市街地付近まで続いている。入間台地は、扇状地（谷口から平地に向けて扇状に開いた堆積地形）を土台にしてできたもので、河岸段丘とされる階段状の地形が発達している。

低地は、現在の河川のはたらきによってできた低い平坦地である。埼玉県全体では、利根川・荒川・中川などの河川沿いに幅広い低地が発達しているが、日高市にはこのような広い低地はなく、高麗川や小畔川などの河道に沿って幅の狭い低地が見られるにすぎない。日高市の地形を図に示した。



第4 地質

(1) 山地の地質

山地の大部分には、いわゆる秩父中・古生層とよばれる今から1.5～2.5億年ほど前の地層が分布する。山地は高麗川に沿い帯状に延び、これを横切って南北方向に多数の断層が走る。

(2) 丘陵の地質

高麗丘陵には、飯能礫層とよばれる約170万年前の礫を主体とする地層が厚く堆積している。この地層は、西側の山地を流れ下ってきた急流河川がその河口付近に多量の礫を堆積させたものである。

(3) 台地の地質

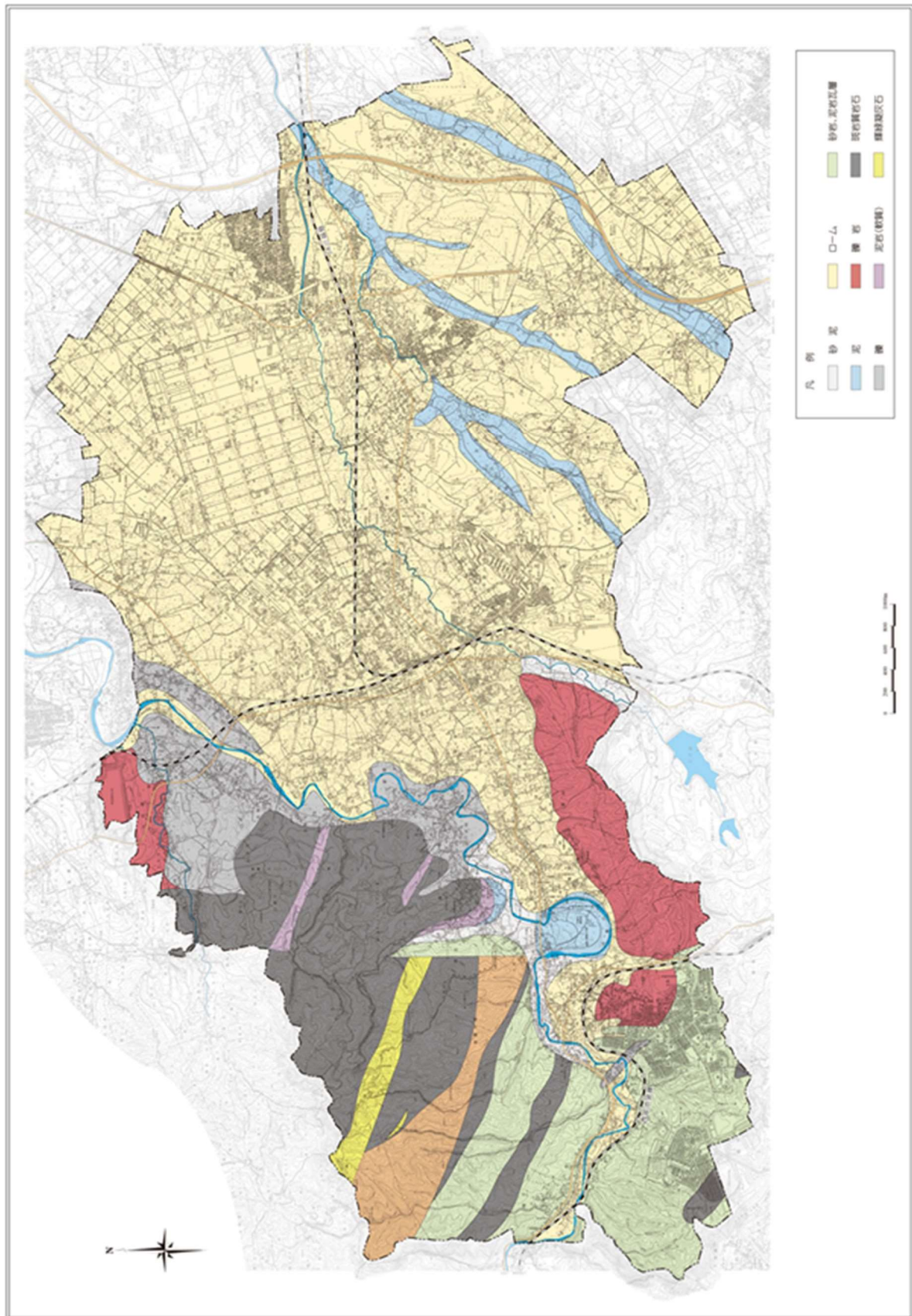
台地は、高麗川をはさんで幅約10km延び、通称入間台地とよばれている。台地を形成している地層は、関東ローム層とその下位の砂礫層である。関東ローム層には、古いものから順に多摩・下末吉（約8.5～6.5万年前）・武蔵野（約4.5～3万年前）及び立川（約3～1万年前）の4種がある。多摩ローム層は高麗丘陵に分布している。武蔵野及び立川ローム層は入間台地の大部分の地域（JR川越線の南北両側に広がる広大な台地）に、厚さ約3mで分布している。

立川ローム層は高麗川の両側の段丘にも、厚さ1～2mで分布している。

(4) 低地の地質

高麗川は、山地から平野に出ても扇状地を形成しないで、細長い低地を作っている。この低地は、砂礫層からなる。なお、巾着田より下流の高麗川は蛇行が顕著で、そのような所では砂礫層が厚くたまっていて、昔から砂利採集の場となっている。これらの地質分布と層序を表層地質図に示した。

【表層地質図】

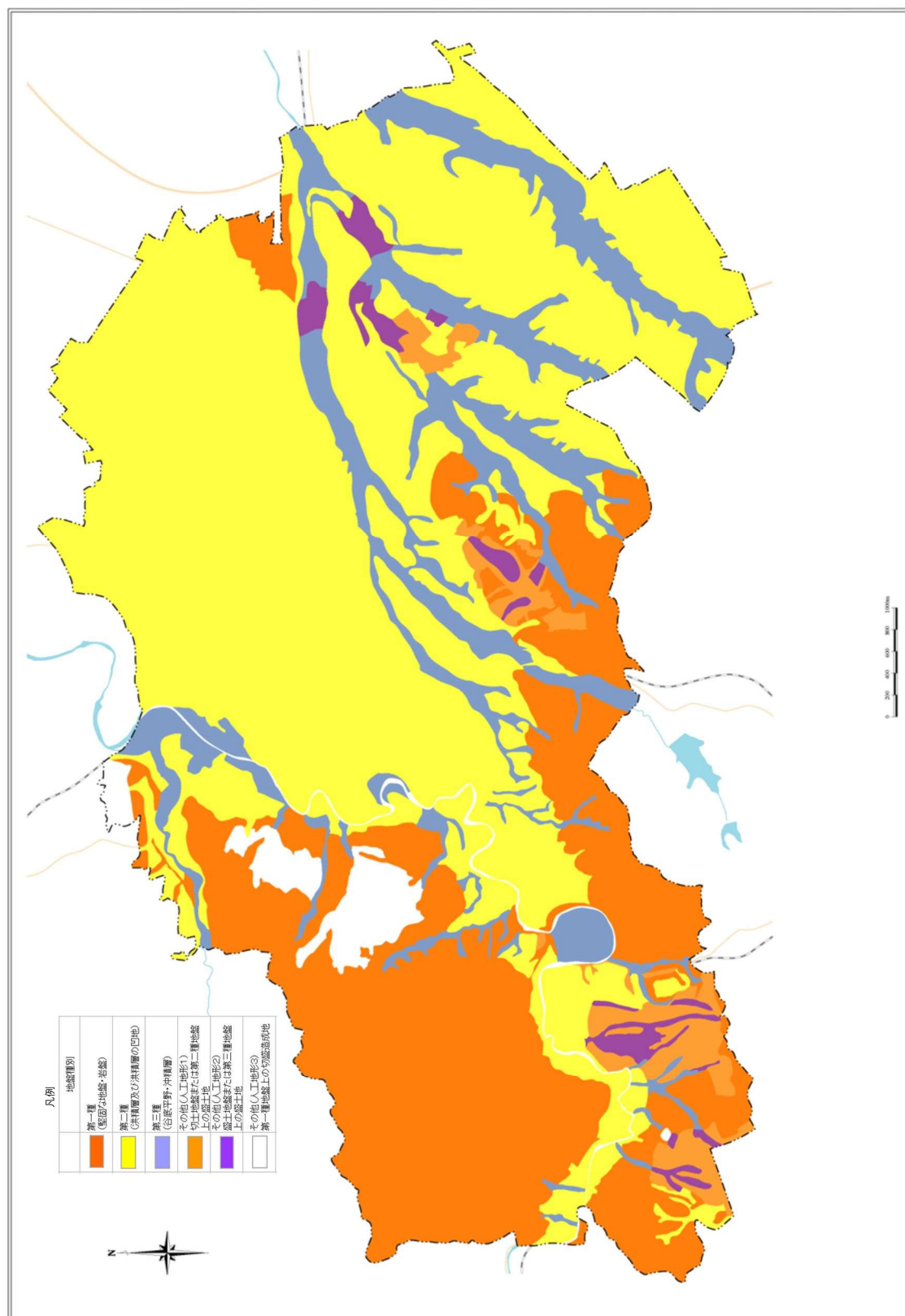


第5 地盤

一般に地震が発生すると、震源から離れるにしたがって地震動は弱まる。しかし任意の地点についてみると、地面を伝わってきた地震動はその基盤（N値※50以上の地盤）の上にある軟弱な沖積層によって著しく増幅され、被害は大きくなることが知られている（※N値とは標準貫入試験で貫入量30cmに要する打撃回数）。

地形区分及び地質の資料等をもとに本市の地盤を地盤種別区分図に示した。

【地盤種別区分図】



第6 活断層

活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから、最近では活断層に関する研究が盛んに行われている。

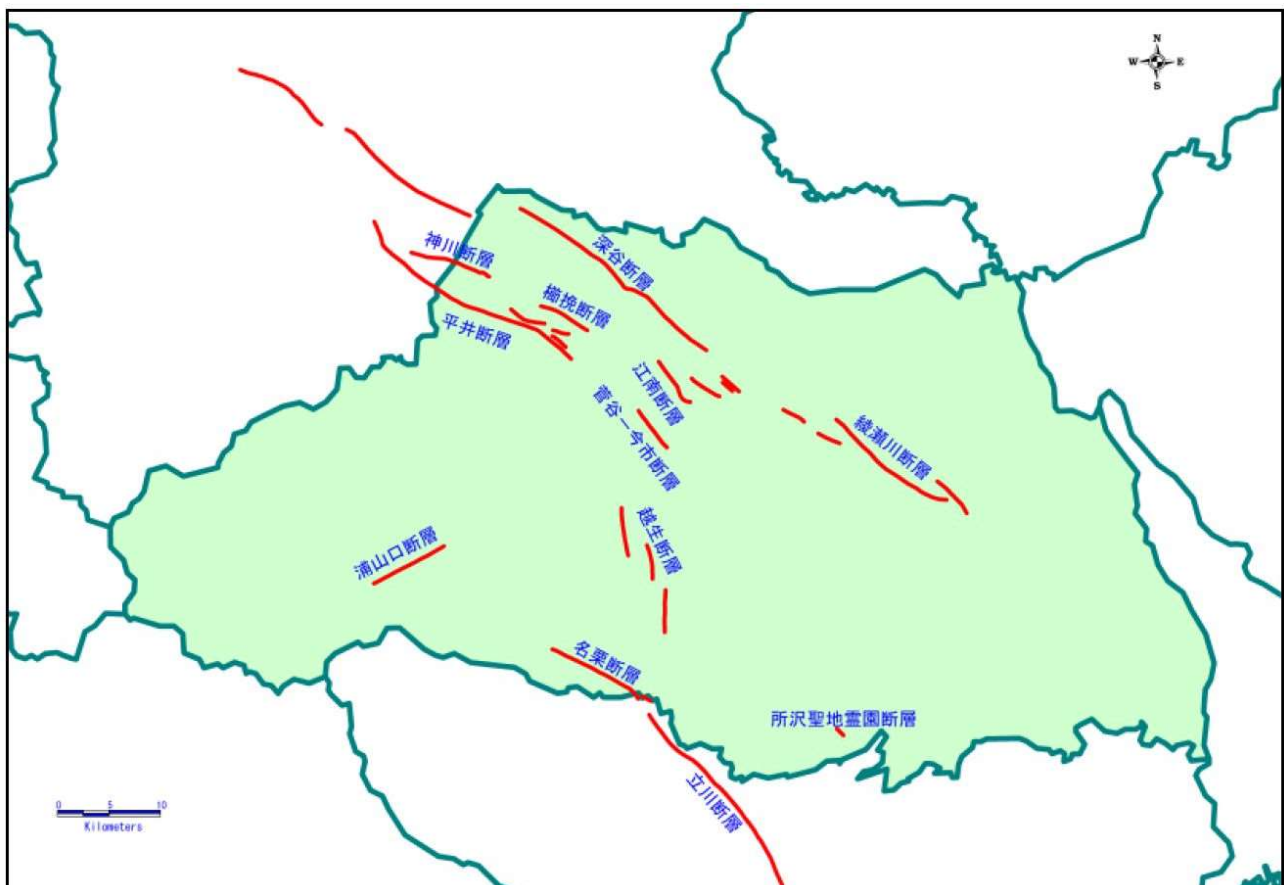
活断層の活動のうち最も急激なものは地震であるが、年々少しずつ動いているものもあるのですべての活断層が地震を起こすとは限らず、活断層とは「地震を起こす可能性がある」あるいは「地震を起こしたことがあるかもしれない」断層といえる。

埼玉県周辺の活断層位置を図に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1 m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1 m未満）、C級（千年あたり1 cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。

これらの活断層の活動によって起こる地震の間隔は、数千年に一度と考えられている。

【埼玉県の活断層】



【地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要】

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層 名栗断層	7.4程度	0.5% ～2%	0.8% ～4%	2%～7%	10,000年- 15,000年程度 約20,000年- 13,000年前
深谷断層帯	主：深谷断層 副：磯部断層、 平井断層、神川 断層、櫛挽断層、 江南断層	7.9程度	ほぼ0% ～0.1%	ほぼ0% ～0.2%	ほぼ0% ～0.5%	10,000- 25,000年程度 約6,200年- 約5,800年
綾瀬川断層 (鴻巣－伊奈区間)	綾瀬川断層	7.0程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	45,000年- 71,000年程度 約15,000年前- 約9,000年
綾瀬川断層 (伊奈－川口区間)	綾瀬川断層	7.0程度	不明	不明	不明	不明 不明
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

出典：今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和4年1月13日現在）

立川断層帯の長期評価について（平成15年8月7日、修正：平成17年1月12日）

深谷断層帯・綾瀬川断層（関東平野北西縁断層帯・元荒川断層帯）の長期評価（一部改訂）（平成27年4月24日）

上記、すべて地震調査研究推進本部 地震調査委員会

第2節 本市における災害

第1 地震災害履歴

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも本市に影響を与えた地震としては、1923年（大正12年）の関東大震災、1931年（昭和6年）の西埼玉地震、1968年（昭和43年）の埼玉県中部を震源とした地震、1988年（昭和63年）の埼玉県南部を震源とした地震及び1991年（平成3年）の日高市女影を震源とした地震等があげられる。

2011年（平成23年）3月に、東北地方太平洋沖で発生した地震では、本市では大きな被害はなかったものの、広域で生活支障が生じるなど、災害に関する様々な課題が浮き彫りになったため、法改正と、それに伴う災害対策の大幅な見直しを行った。

第2 風水害・土砂災害履歴

本市は県東部地域のように水害にみまわれやすい広大な低地がなく、低地は高麗川や小畔川などの河道に沿って、幅は狭く帯状に分布するだけであるので、大規模な洪水氾濫等による水害は少ない。

明治期から現在までの風水害について「ふるさとの思い出写真集」や「広報ひだか」、日高市総務部の「災害報告書」に基づいて災害の誘因と被害の内容を整理したものを資料編に示した。

本市でみられる水害は、小畔川水系の中小河川における内水氾濫がほとんどである。また、一部台地上の凹地地形に排水不良による道路冠水、田畑の冠水が発生している。

このような内水災害が発生しやすい場所の土地条件は次のような箇所となっている。

- ・小畔川、下小畔川等の市東部の台地を刻む川底の浅い河川の分布する低地
- ・宿谷川下流部と高麗川合流点付近の平地
- ・市北西部の台地上の浅い谷地形

土砂災害についてはこれまでのところ、大きな被害をもたらしたことはない。しかし、高麗川左岸にせまる山地の道路沿いの急斜面や、集落地付近に部分的に土砂崩れの危険性がある地区が分布する。既往災害では急斜面に面する道路沿いで斜面の一部崩落により、通行止め等の処置がとられたことがある。

また、市西部及び南部には、山腹崩壊危険地区が10箇所指定されている他、崩壊土砂流出危険地区が2箇所、土石流危険渓流が18渓流、急傾斜地崩壊危険箇所が16箇所ある。

なお、既往の浸水、土砂崩れ等の被害状況に関して、近年、市内で最も広範囲にわたり被害が発生した「平成11年8月の集中豪雨」の際の被害発生箇所について、既往災害実績図に示した。

平成26年2月には、大量の雪が降り、市内では約50cmの積雪があり、県内では最大98cmを記録するなど、観測史上最大の積雪となった。

平成28年8月には、台風9号による積算雨量が179mmあり、床下浸水19戸、道路通行止10箇所、河川溢水7箇所、倒木10箇所の被害があった。

令和元年10月には、台風19号による風水害があった。積算雨量312mm、最大風速15.8m/s、最大瞬間風速29.7m/sであり、人的被害はなかったものの避難者は600名以上にのぼった。住家の大規模半壊4件、半壊2件、その他に一部損壊があり、り災証明書発行件数は8件、り災届出証明件数が25件（令和3年12月27日現在）となった。また、高麗川に架かる木橋3橋が倒壊するなど、市民生活に大きな被害を及ぼした。

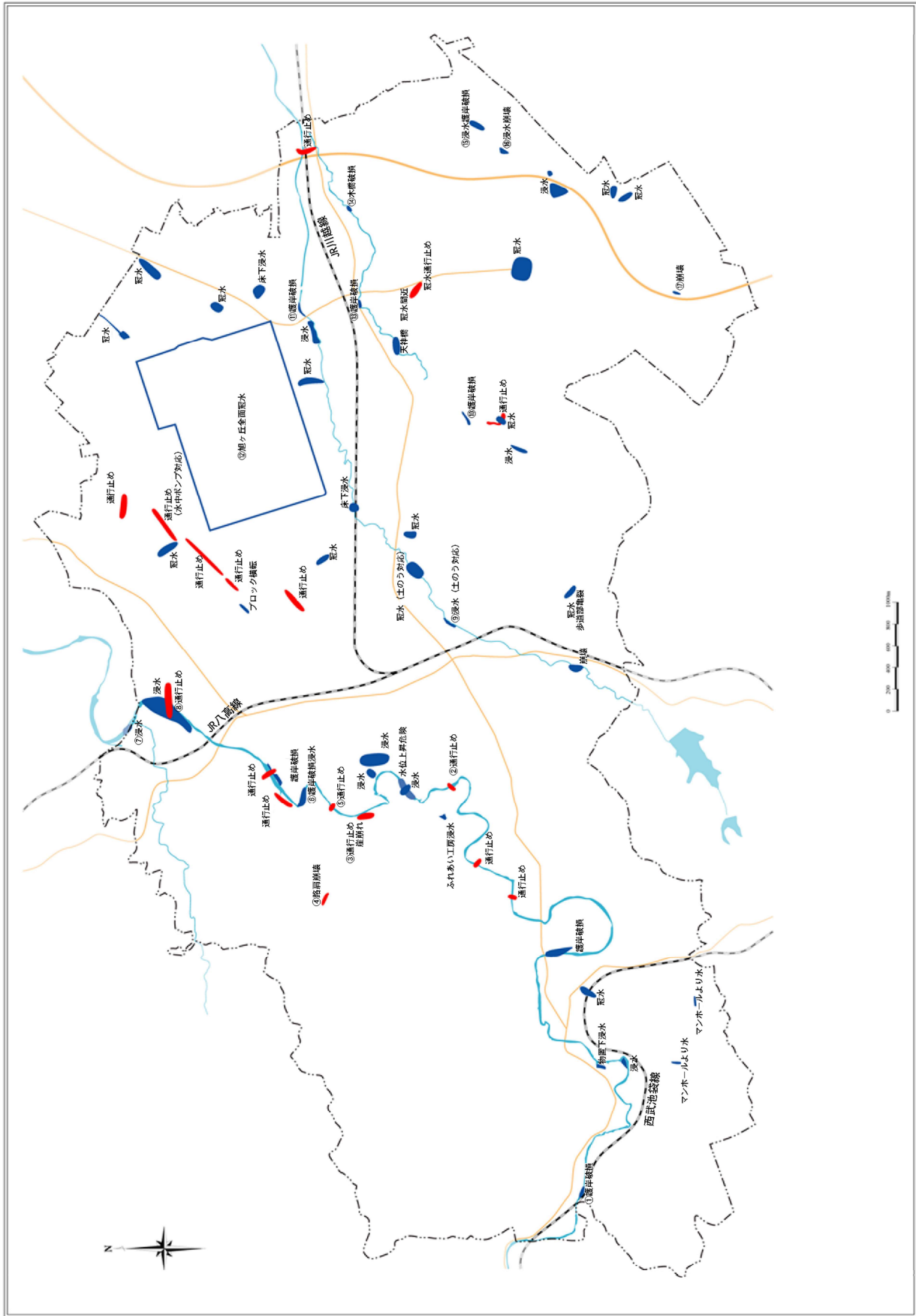
第3 事故災害履歴

日高市周辺での事故災害履歴は、以下のとおりである。

【日高市周辺における主な事故災害】

年月日	被害の概要
1947年（昭和22年）	日高市大字上鹿山で、八高線が脱線転覆。死亡185名、負傷497名（日高市史より）（資料編参照）
1988年（昭和63年）	毛呂山町大字権現堂にセスナ機が墜落。死亡6名
1999年（平成11年）	狹山市大字柏原に航空自衛隊入間基地所属のジェット練習機が墜落。死亡2名。埼玉県及び東京都で80万世帯と事業者が停電（狹山市消防団50年のあゆみより）

【既往災害実績図（平成11年8月集中豪雨被害）】



第3章 防災関係機関の業務大綱

第1節 防災関係機関の業務大綱

防災に関し、市、消防組合、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

第1 市

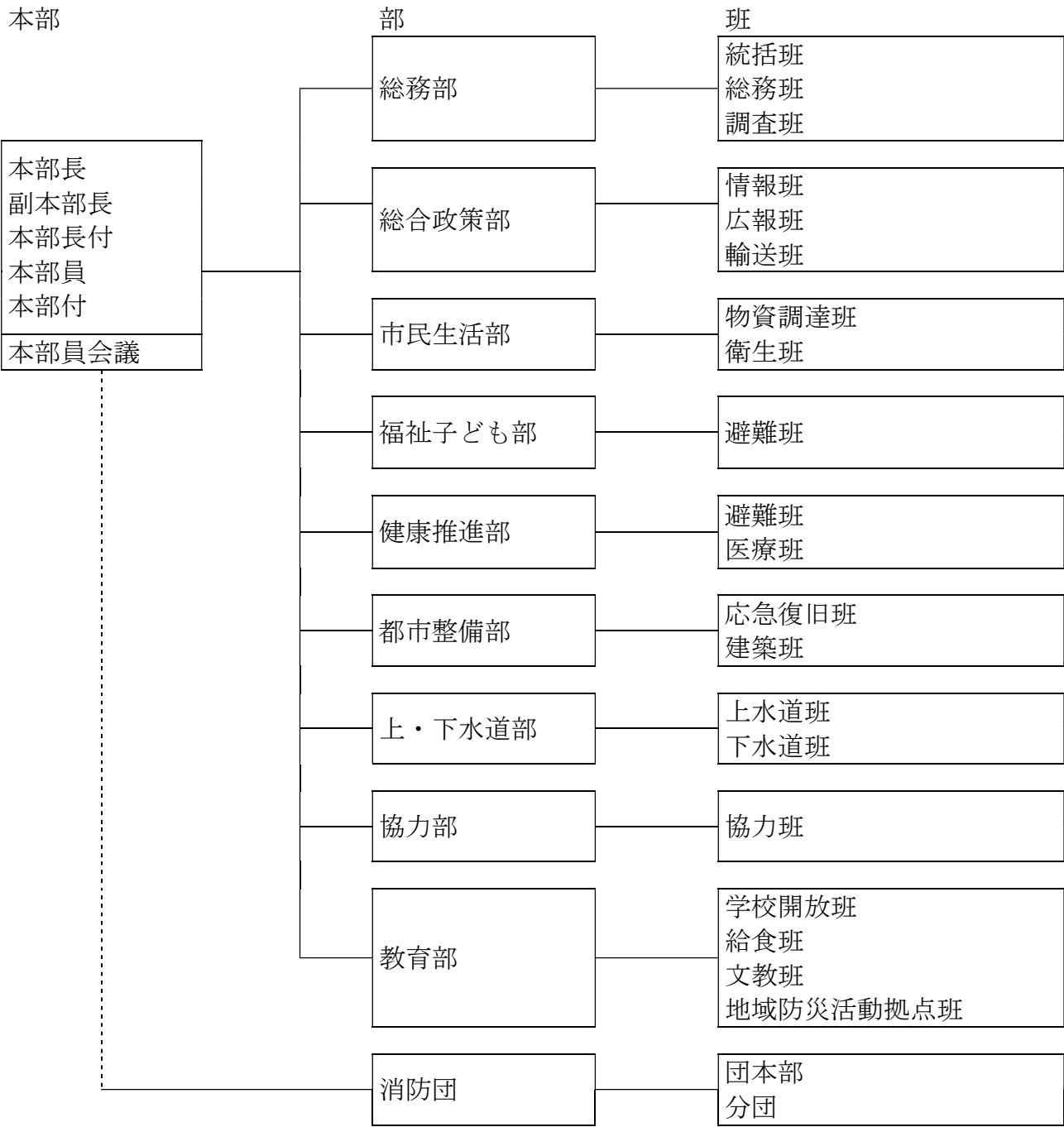
市は、基礎的な地方公共団体として、地域並びに市民の生命、身体財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

名 称	内 容
市	(1) 災害予防 ア 防災に関する組織の整備に関すること イ 防災に関する訓練の実施に関すること ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること (2) 災害応急対策 ア 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること イ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること ウ 消防、水防その他の応急措置に関すること エ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること オ 災害を受けた児童生徒の応急教育に関すること カ 施設及び設備の応急復旧に関すること キ 清掃、防疫その他保健衛生措置に関すること ク 緊急輸送の確保に関すること ケ その他、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること (3) 災害復旧・復興 被災施設の復旧に併せて、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること

1 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は次のとおりである。

【日高市災害対策本部の組織表】



2 各部・班の分掌事務

各部・班の分掌事務は次のとおりである。

なお、震災発生直後から24時間経過時点までの各班の活動内容については、資料編に示す。

【各部・班の分掌事務】

部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務
総務部	総務部長	統括班 危機管理課長	危機管理課	1 本部の開設・閉鎖に関すること 2 本部長の命令伝達に関すること 3 本部の庶務に関すること 4 防災会議に関すること 5 防災関係機関への派遣要請に関すること 6 県本部等との連絡調整に関すること 7 消防団との連絡調整に関すること 8 災害等の情報受信に関すること 9 防災行政無線に関すること 10 職員の動員及び派遣に関すること 11 公共交通機関との連絡調整に関すること 12 交通情報に関すること
		総務班 総務課長	総務課 (選挙管理委員会事務局・監査委員事務局)	1 自治会（自主防災組織）に関すること 2 要配慮者（外国人）に関すること 3 職員の処遇に関すること 4 応援の受入れに関すること 5 要員の確保に関すること 6 各部の連絡調整に関すること
		調査班 税務課長	税務課	1 家屋及び人的被害の情報収集及び報告に関すること 2 税の減免措置に関すること
			収税課	1 家屋及び人的被害の情報収集及び報告に関すること
総合政策部	総合政策部長	情報班 政策秘書課長	政策秘書課	1 被害情報の整理に関すること 2 り災証明に関すること（火災を除く） 3 災害見舞い、視察に関すること 4 部内の連絡調整に関すること
			財政課	1 災害予算の編成に関すること
		広報班 市政情報課長	市政情報課	1 住民に対する災害情報、避難情報等の広報に関すること 2 相談窓口等における広聴に関すること 3 報道機関との連絡調整に関すること 4 災害の記録に関すること
		輸送班 管財課長	管財課	1 物資の輸送に関すること 2 市庁舎の安全確保、緊急措置に関すること 3 市有財産の緊急措置に関すること 4 市有車両の配車に関すること
市民生活部	市民生活部長	物資調達班 産業振興課長	市民課	1 生活物資及び食糧品の調達に関すること
			産業振興課 (農業委員会事務局)	1 生活物資及び食糧品の調達に関すること 2 農・林業の被害状況調査に関すること 3 農業関連災害融資に関すること 4 中小企業等の被害状況調査に関すること 5 中小企業等への復興融資に関すること

部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務
		衛生班 環境課長	環境課	1 感染症予防及び防疫に関すること 2 廃棄物の応急措置に関すること 3 避難所等における仮設トイレの確保に関すること 4 避難所等におけるし尿処理に関すること 5 遺体の埋火葬に関すること 6 動物愛護に関すること
福祉子ども部	福祉子ども部長	避難班 生活福祉課長	生活福祉課	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 避難所における食糧・物資の配給に関すること 3 赤十字・社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4 災害ボランティアの受入れに関すること 5 災害救助法の適用に関すること
			障がい福祉課	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 要配慮者（障がい者）に関すること 3 避難所における食糧・物資の配給に関すること
			子育て応援課	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 要配慮者（子ども）に関すること 3 避難所における食糧・物資の配給に関すること
健康推進部	健康推進部長		長寿いきがい課	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 要配慮者（高齢者）に関すること 3 避難所における食糧・物資の配給に関すること
			保険年金課	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 要配慮者（上記以外）に関すること 3 避難所における食糧・物資の配給に関すること
		医療班 保健相談センター所長	保健相談センター	1 救護所の設置に関すること 2 医師会との連絡調整に関すること 3 医薬品、助産の受入れに関すること
都市整備部	都市整備部長	応急復旧班 建設課長	建設課	1 土木施設の被害状況調査に関すること 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関すること 3 緊急輸送道路等の啓開に関すること 4 建設関係業者との連絡・調整に関すること 5 作業員の確保に関すること 6 住居及びその周辺の障害物除去に関すること

部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務
			市街地整備課	1 土木施設の被害状況調査に関する事 2 土木施設の危険防止及び応急復旧に関する事 3 建設関係業者との連絡・調整に関する事 4 作業員の確保に関する事 5 住居及びその周辺の障害物除去に関する事 6 都市公園における被災者の収容及び救護に関する事 7 災害廃棄物の公園での保管に関する事 8 都市公園の被害状況調査に関する事 9 都市公園の危険防止及び応急復旧に関する事 10 自衛隊・緊急消防援助隊活動拠点及びヘリポート基地としての開設に関する事
		建築班 都市計画課長	都市計画課	1 耐震化促進計画に関する事 2 密集市街地の改善及び拡大の防止に関する事 3 被災建築物応急危険度判定に関する事 4 被災宅地危険度判定に関する事 5 応急住宅（民間住宅の活用を含む）の建設及び入居に関する事 6 住宅の応急修繕に関する事 7 市営住宅等の被害調査に関する事
上・下水道部	上・下水道部長	上水道班 水道課長	水道課	1 上水道施設の被害状況調査に関する事 2 上水道施設の応急復旧に関する事 3 被災者への給水に関する事 4 飲料水の調達に関する事
		下水道班 下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害状況調査に関する事 2 下水道施設の応急復旧に関する事
協力部	議会事務局 議長 会計管理者	協力班 議会事務局次長	議会事務局	1 市議会臨時会に関する事 2 市議会議員の連絡に関する事 3 視察の受入れに関する事 4 各部への協力に関する事
			会計課	1 義援金の受入れに関する事 2 災害経費の出納に関する事 3 各部への協力に関する事
教育部	教育部長 教育部参事	学校開放班 教育総務課長	教育総務課	1 避難所としての学校開放に関する事 2 教育施設の被害状況調査に関する事 3 教育施設の危険防止及び応急復旧に関する事
		給食班 教育総務課長	学校給食センター	1 食糧の調達に関する事 2 被災者に対する炊出しに関する事
		文教班 学校教育課長	学校教育課	1 教科書等の調達に関する事 2 被災児童生徒の把握及び心のケアに関する事 3 被災校の保健及び衛生指導に関する事 4 教職員との連絡に関する事 5 応急教育の実施に関する事

部 名	部 長	班・班長	課・所・局等	分掌事務
		地域防災活動拠点班 生涯学習課長	生涯学習課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 地域防災活動拠点の運営に関する事 3 指定文化財の保護に関する事
消防団	消防団長	団本部 副団長	団本部	1 各分団の連絡調整に関する事 2 団員の招集及び命令伝達に関する事
		分団	分団	1 消防活動に関する事 2 水防活動に関する事 3 救助活動に関する事

第2 消防組合

名 称	内 容
埼玉西部消防組合	(1) 消防施設、消防体制の整備に関する事 (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事 (3) 消防知識の啓発・普及に関する事 (4) 火災発生時の消火活動に関する事 (5) 人命の救助・救護に関する事 (6) 水防活動及び水難の救助に関する事 (7) 消防の応援・受援体制に関する事 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事

第3 警察署

名 称	内 容
飯能警察署	(1) 情報の収集、伝達及び広報に関する事 (2) 警告及び避難誘導に関する事 (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関する事 (4) 交通の秩序の維持に関する事 (5) 犯罪の予防検挙に関する事 (6) 行方不明者の捜索と検視（見分）に関する事 (7) 漂流物等の処理に関する事 (8) その他治安の維持に必要な措置に関する事

第4 県

県は、県の地域並びに県民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。（災対法第4条第1項）

第5 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体、財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能をあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

【主な組織の名称】

1 指定公共機関

- ・日本郵便株式会社 日高郵便局
- ・東日本旅客鉄道株式会社 高麗川駅及び武蔵高萩駅
- ・東日本電信電話株式会社 埼玉事業部
- ・東京電力パワーグリッド株式会社 川越支社
- ・東日本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所

2 指定地方公共機関

- ・西武鉄道株式会社 高麗駅及び武蔵横手駅
- ・日高都市ガス株式会社
- ・埼玉県トラック協会 いるまの支部

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規程による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

1 公共的団体

公共的団体とは、農業協同組合、社会福祉協議会、商工会、医師会、病院、社会福祉施設、金融機関、学校法人、自治会、自主防災組織等公共性を有する団体をいう。

2 その他防災上重要な施設

その他防災上重要な施設とは、災害発生の高確率の施設、その施設に災害が及んだ時に、被害を拡大させるような施設及び災害が発生した場合に被害の拡大を防止する施設をいう。具体的には、毒物・劇薬の貯蔵又は取扱事業所、放射性物質保管施設、避難所として適当な空き地を有する施設等をいう。

第8 自衛隊

名 称	内 容
陸上自衛隊 第32普通科連隊 （大宮駐屯地） 航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 （入間基地）	（1）災害派遣の準備 ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災計画の実施に関すること （2）災害派遣の実施 ア 生命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること イ 災害援助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第9 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

名 称	内 容
東京管区気象台 （熊谷地方気象台）	（1）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う （2）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う

	(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める
--	---

第4章 地震被害想定

第1節 概要

県は、平成24～25年度の2か年で「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。本調査は、県では今回が5回目の実施となる。

第2節 想定条件

第1 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○ 季節・時刻3ケース

- ・冬5時 — 大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏12時 — 大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬18時 — 火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○ 風速2ケース

- ・3m/s — 平均的な風速のケース
- ・8m/s — 強風のケース

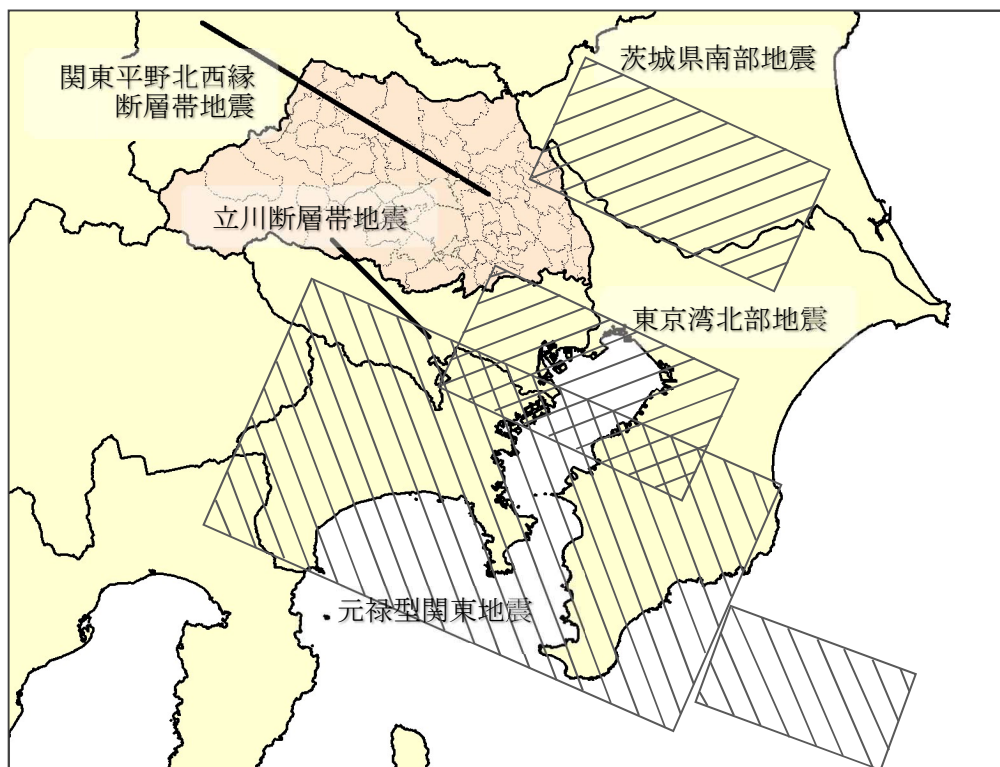
第2 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

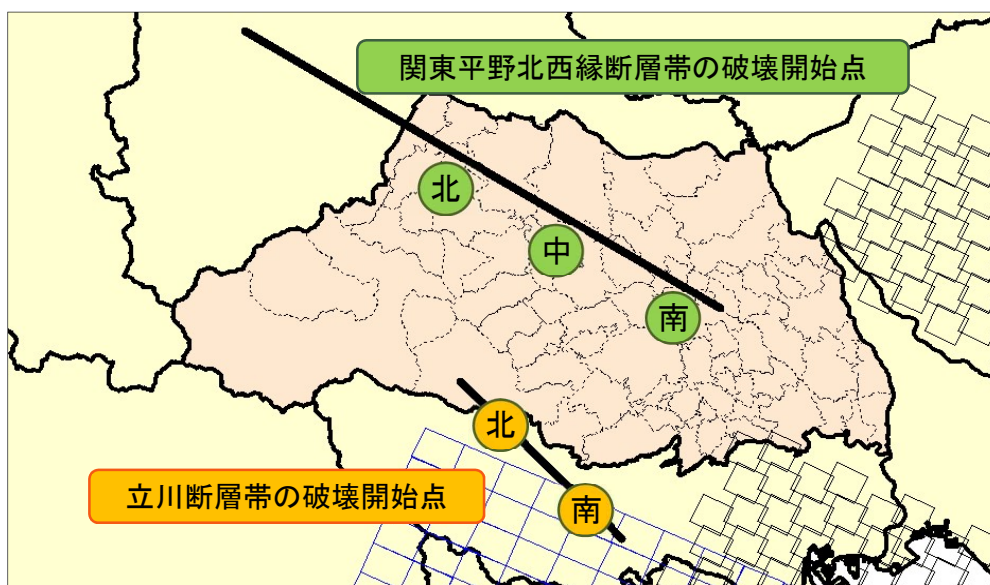
【想定地震の位置図】



第3 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により、震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。

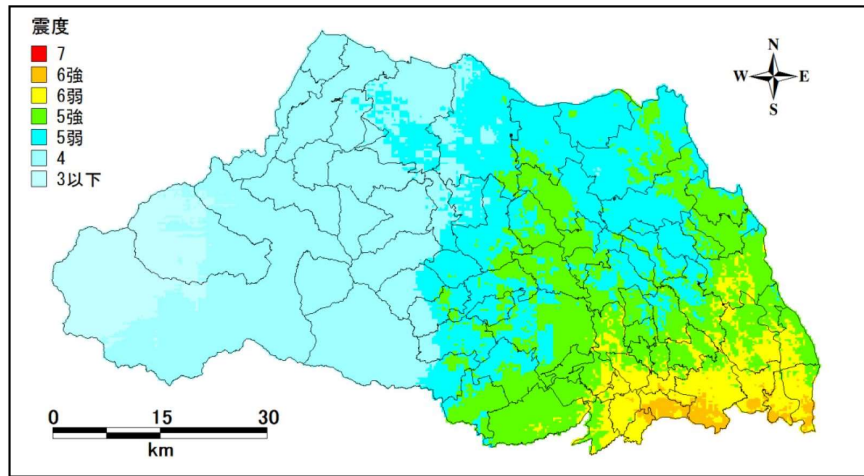
関東平野北西縁断層帯は3点（北、中央、南）、立川断層帯は2点（北、南）のパターンを設定した。



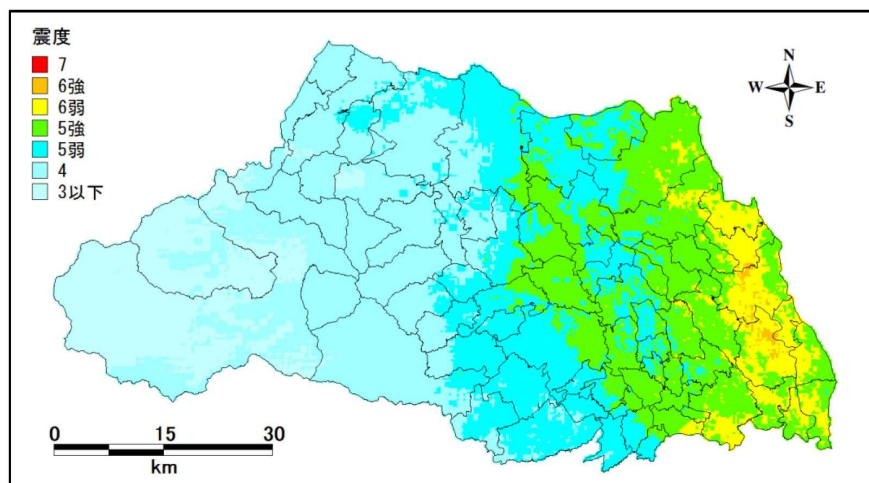
第4 海溝型地震について

【海溝型地震の震度分布図】

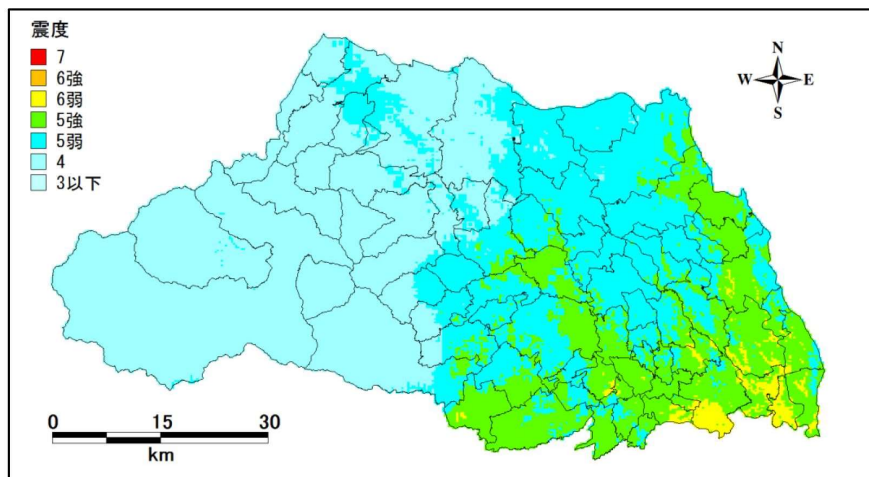
東京湾北部地震



茨城県南部地震



元禄型関東地震



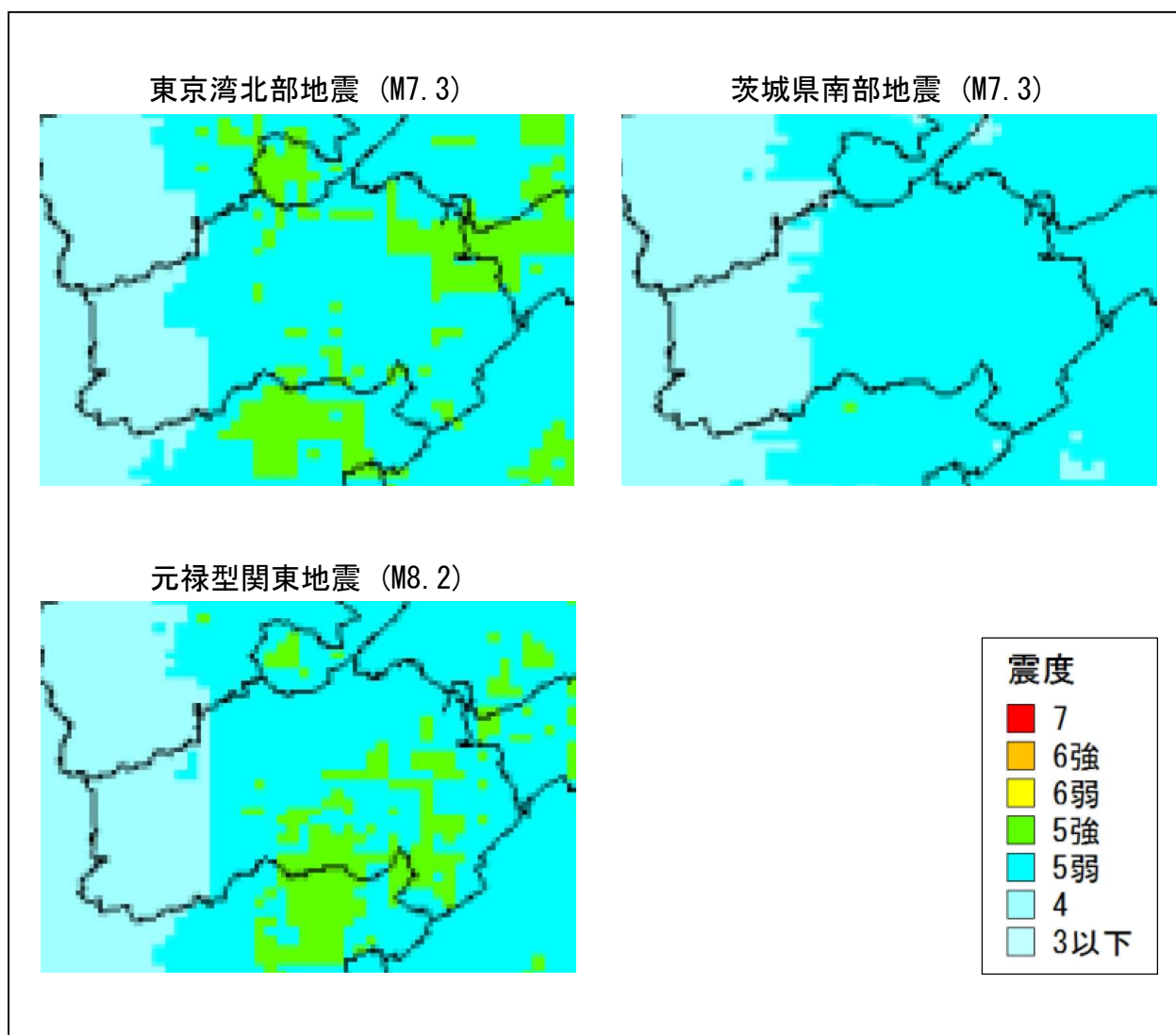
第3節 想定結果

第1 各地震の震度予測結果

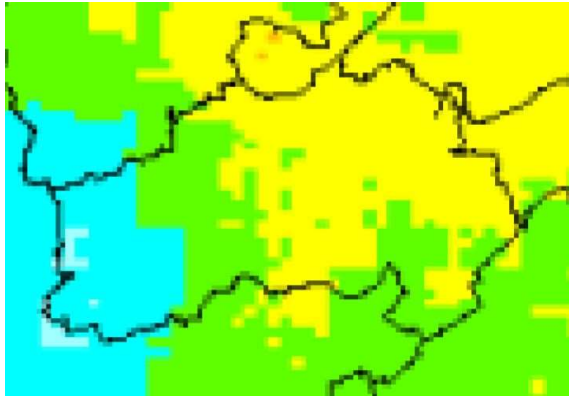
埼玉県地震被害想定調査による日高市の各地震の震度予測結果を図に示した。

また、各地震の最大震度を次表に示す。関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震が震度6弱と一番大きな地震になると予測されている。

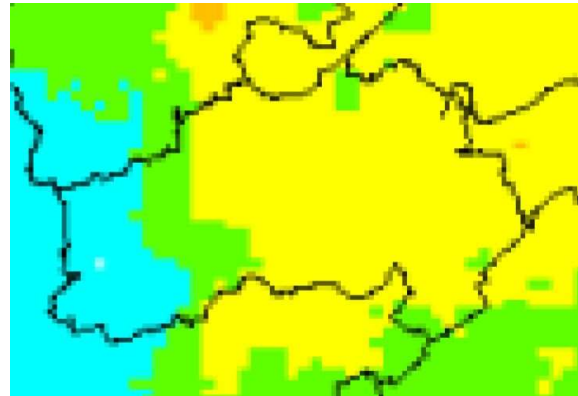
【震度予測結果】



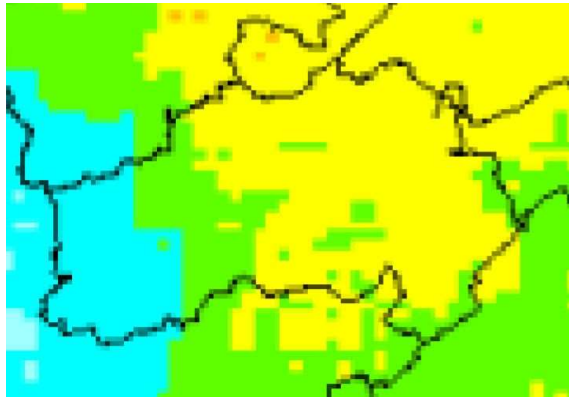
関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)
(破壊開始点：北)



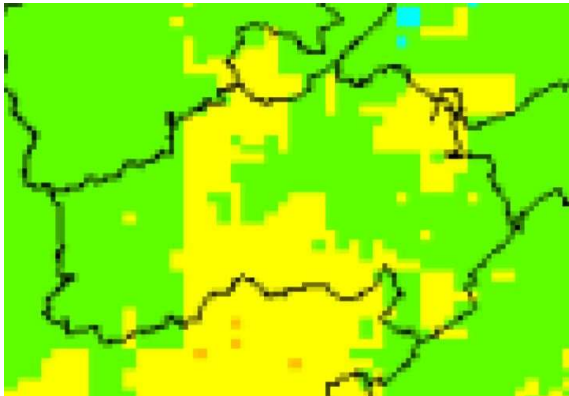
関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)
(破壊開始点：中央)



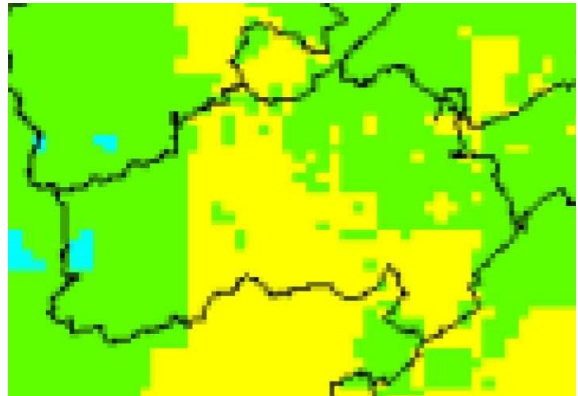
関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)
(破壊開始点：南)



立川断層帯地震 (M7.4)
(破壊開始点：北)



立川断層帯地震 (M7.4)
(破壊開始点：南)



【各地震の最大震度】

	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯 地震		最大 震度
				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南	
日高市	5 強	5 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 弱	6 弱	6 弱	6 弱

第2 液状化の予測

想定した地震の液状化の可能性は認められない。

第3 崩壊危険度の予測

日高市では、急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所のうち人家に影響のある斜面）は5箇所ある。

想定地震による急傾斜地の崩壊危険度は、立川断層帯地震では5箇所全て、関東平野北西縁断層帯地震では5箇所中同じ3箇所が、危険度が高い又はやや高いと予測されている。

【各地震の崩壊危険度】

		地震による崩壊危険度別箇所数		
		危険度が高い	危険度がやや高い	危険度が低い
東京湾北部地震		0	0	5
茨城県南部地震		0	0	5
元禄型関東地震		0	1	4
関東平野北西縁断層帯地震	破壊開始点北	1	2	2
	破壊開始点中央	2	1	2
	破壊開始点南	0	3	2
立川断層帯地震	破壊開始点北	2	3	0
	破壊開始点南	3	2	0

第4 建物被害の予測

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、全壊42棟、半壊549棟と報告されている。

全建物被害予測結果を表に示す。

【全建物被害予測結果】

		揺れによる被害				液状化による被害			
		全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)	全壊数	全壊率(%)	半壊数	半壊率(%)
東京湾北部地震		0	0.00	3	0.01	0	0.00	0	0.00
茨城県南部地震		0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
元禄型関東地震		0	0.00	2	0.01	0	0.00	0	0.00
関東平野北西縁断層帯地震	破壊開始点北	29	0.13	438	1.92	0	0.00	0	0.00
	破壊開始点中央	42	0.19	549	2.41	0	0.00	0	0.00
	破壊開始点南	29	0.13	441	1.94	0	0.00	0	0.00
立川断層帯地震	破壊開始点北	23	0.10	366	1.61	0	0.00	0	0.00
	破壊開始点南	14	0.06	286	1.26	0	0.00	0	0.00

また、液状化による倒壊や、急傾斜地崩壊による建物被害予測結果については、想定されている地震での被害はない。

第5 火災の被害予測

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）の冬18時、風速8m/sのケースで29棟が焼失すると予測され、最も被害が大きくなっている。なお、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北・中央・南）及び立川断層帯地震（破壊開始点：北）は、冬18時の全てのケースで20棟以上が焼失すると予測されている。

【火災による被害予測結果一覧表】

		風速 3 m/s		風速 8 m/s		
		焼失棟数	焼失率 (%)	焼失棟数	焼失率 (%)	
東京湾北部地震	冬 5 時	0	0.00	0	0.00	
	夏12時	2	0.01	2	0.01	
	冬18時	7	0.03	7	0.03	
茨城県南部地震	冬 5 時	0	0.00	0	0.00	
	夏12時	2	0.01	2	0.01	
	冬18時	4	0.01	4	0.02	
元禄型関東地震	冬 5 時	0	0.00	0	0.00	
	夏12時	2	0.01	2	0.01	
	冬18時	4	0.02	5	0.02	
関東平野北西縁 断層帯地震	破壊開始点 北	冬 5 時	2	0.01	2	0.01
		夏12時	7	0.03	8	0.03
		冬18時	23	0.08	25	0.09
	破壊開始点 中央	冬 5 時	5	0.02	5	0.02
		夏12時	10	0.04	11	0.04
		冬18時	27	0.10	29	0.11
	破壊開始点 南	冬 5 時	3	0.01	3	0.01
		夏12時	8	0.03	9	0.03
		冬18時	25	0.09	27	0.10
立川断層帯地震	破壊開始点 北	冬 5 時	2	0.01	2	0.01
		夏12時	6	0.02	7	0.03
		冬18時	20	0.08	22	0.08
	破壊開始点 南	冬 5 時	1	0.00	1	0.00
		夏12時	3	0.01	4	0.01
		冬18時	12	0.04	13	0.05

第6 交通輸送施設の被害の予測

道路被害は、関東平野北西縁断層帯地震において、各路線で渋滞による交通支障被害が予想されている。

鉄道被害は、J R 八高線では、関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震において、震度6弱となる箇所が見込まれていることから、運転中止等による交通支障が想定される。

第7 ライフラインの被害の予測

1 電気

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、地震直後に1,056世帯、1日後では最大184世帯に停電被害があると予測されている。

【停電被害予測結果】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
直後 (火災なし)		停電世帯数(直後)	0	2	0	736	1,056	726	581	357
		停電率(%) (直後)	0.00	0.01	0.00	3.47	4.98	3.42	2.73	1.68
冬 5時	3m/s	停電世帯数(1日後)	0	1	0	114	164	113	90	55
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.00	0.00	0.54	0.77	0.53	0.42	0.26
	8m/s	停電世帯数(1日後)	0	2	0	114	164	113	90	55
		停電率(%) (1日後)	0.00	0.01	0.00	0.54	0.77	0.53	0.43	0.26
夏 12時	3m/s	停電世帯数(1日後)	2	2	2	118	169	117	93	57
		停電率(%) (1日後)	0.01	0.01	0.01	0.55	0.79	0.55	0.44	0.27
	8m/s	停電世帯数(1日後)	2	2	2	118	169	117	94	57
		停電率(%) (1日後)	0.01	0.01	0.01	0.56	0.80	0.55	0.44	0.27
冬 18時	3m/s	停電世帯数(1日後)	5	3	4	130	182	130	104	64
		停電率(%) (1日後)	0.03	0.02	0.02	0.61	0.86	0.61	0.49	0.30
	8m/s	停電世帯数(1日後)	6	4	4	132	184	132	106	65
		停電率(%) (1日後)	0.03	0.02	0.02	0.62	0.87	0.62	0.50	0.31

2 電力電柱

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、最大18本（0.14％）の被害があると予測されている。

【電力電柱被害予測結果】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬 5時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	8	11	9	6	5
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.07	0.09	0.07	0.05	0.04
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	8	11	9	6	5
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.07	0.09	0.07	0.05	0.04
夏 12時	3m/s	電柱被害数	1	1	1	10	12	10	7	6
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.08	0.10	0.08	0.06	0.05
	8m/s	電柱被害数	1	1	1	10	12	11	7	6
		被害率(%)	0.01	0.00	0.00	0.08	0.10	0.09	0.06	0.05
冬 18時	3m/s	電柱被害数	2	1	1	14	17	15	11	9
		被害率(%)	0.02	0.01	0.01	0.11	0.14	0.12	0.09	0.07
	8m/s	電柱被害数	2	1	1	15	18	16	11	9
		被害率(%)	0.02	0.01	0.01	0.12	0.14	0.13	0.09	0.07

3 不通電話回線

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、最大23回線（0.10％）の被害があると予測されている。

【不通電話回線被害予測結果】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬 5時	3m/s	不通回線数	0	0	0	7	10	8	5	4
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.03	0.04	0.03	0.02	0.02
	8m/s	不通回線数	0	0	0	7	10	8	5	4
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.03	0.04	0.03	0.02	0.02
夏 12時	3m/s	不通回線数	1	1	1	10	13	11	7	6
		不通率(%)	0.00	0.00	0.00	0.04	0.05	0.04	0.03	0.02
	8m/s	不通回線数	1	1	1	10	13	11	8	6
		不通率(%)	0.01	0.00	0.00	0.04	0.05	0.05	0.03	0.03
冬 18時	3m/s	不通回線数	4	2	3	18	22	20	15	11
		不通率(%)	0.02	0.01	0.01	0.08	0.09	0.08	0.06	0.04
	8m/s	不通回線数	4	2	3	19	23	21	16	11
		不通率(%)	0.02	0.01	0.01	0.08	0.10	0.09	0.07	0.05

4 電話電柱

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、最大7本の被害があると予測されている。

【電話電柱被害予測結果】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬 5時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	3	4	3	2	2
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.07	0.09	0.07	0.05	0.04
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	3	4	4	2	2
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.07	0.09	0.07	0.05	0.04
夏 12時	3m/s	電柱被害数	0	0	0	4	5	4	3	2
		被害率(%)	0.00	0.00	0.00	0.08	0.10	0.08	0.06	0.05
	8m/s	電柱被害数	0	0	0	4	5	4	3	2
		被害率(%)	0.01	0.00	0.00	0.08	0.10	0.09	0.06	0.05
冬 18時	3m/s	電柱被害数	1	0	1	6	7	6	4	3
		被害率(%)	0.02	0.01	0.01	0.11	0.14	0.12	0.09	0.07
	8m/s	電柱被害数	1	0	1	6	7	6	4	4
		被害率(%)	0.02	0.01	0.01	0.12	0.14	0.13	0.09	0.07

5 都市ガス

立川断層帯地震（破壊開始点：北）における被害が最も大きく、6,546件（79.6%）の供給停止の被害がある。また、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北・中央・南）及び立川断層帯地震（破壊開始点：南）において、700～900件程度の供給停止の被害が予測されている。

【都市ガス被害予測結果】

	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
供給停止件数	0	0	0	732	850	850	6,546	732
供給停止率(%)	0.0	0.0	0.0	8.9	10.3	10.3	79.6	8.9

6 上水道

立川断層帯地震（破壊開始点：北）における被害が最も大きく、被害箇所が15箇所、1,820世帯・4,928人に断水の被害があると予測されている。

【配水管被害予測結果】

	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯 地震	
				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
被害箇所数	9	0	0	1	4	3	15	13
被害率（箇所/km）	0.03	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01	0.05	0.04
断水率（%）（1日後）	5.0	0.0	0.2	0.3	1.8	1.2	8.6	7.2
断水世帯数（1日後）	1,051	0	35	66	377	259	1,820	1,528
断水人口（人）（1日後）	2,846	0	95	179	1,021	702	4,928	4,136

7 下水道

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、34km（被害率25.6%）の管渠被害が発生し、8,248人に機能支障が出ると予測されている。

【下水道管渠被害予測結果】

	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
被害延長（km）	17	15	18	33	34	33	33	33
被害率（%）	13.1	11.2	13.4	25.0	25.6	25.2	25.0	24.9
機能支障人口（人）	4,213	3,613	4,305	8,048	8,248	8,129	8,064	8,017

第8 人的被害の予測

1 木造屋内人口・非木造屋内人口

5時、12時、18時の木造屋内人口及び非木造屋内人口を表に示した。

3つの時間帯の比較では、5時の屋内人口が約5万6,200人と最も多いと予測されている。

【木造屋内人口、非木造屋内人口】

夜間人口 (人)	5時屋内人口 (人)		12時屋内人口 (人)		18時屋内人口 (人)	
	木造内	非木造内	木造内	非木造内	木造内	非木造内
57,473	33,725	22,483	5,381	16,143	15,450	20,085

2 屋外危険物

屋外危険物として、ブロック塀、自動販売機、落下危険物が発生する建物等がある。

3 人的被害

死者及び負傷者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）の冬5時のケースで、死者が3人、負傷者が87人、うち重傷者が4人と予測されている。

【人的被害予測結果】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬 5 時	3m/s	死 者	0	0	0	2	3	2	2	1
		負傷者	0	0	0	70	87	70	57	45
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1
	8m/s	死 者	0	0	0	2	3	2	2	1
		負傷者	0	0	0	70	87	70	57	45
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1
夏 12 時	3m/s	死 者	0	0	0	1	2	1	1	1
		負傷者	1	0	1	53	61	53	40	36
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1
	8m/s	死 者	0	0	0	1	2	1	1	1
		負傷者	1	0	1	53	61	53	40	36
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1
冬 18 時	3m/s	死 者	0	0	0	2	2	2	1	1
		負傷者	1	0	1	53	63	53	43	36
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1
	8m/s	死 者	0	0	0	2	2	2	1	1
		負傷者	1	0	1	53	63	53	43	36
		うち重傷者	0	0	0	3	4	3	2	1

第9 生活支障の予測

1 避難者

避難所避難者についての予測は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）が最も多く、冬18時、風速8m/sのケースで1日後216人、1週間後217人、1か月後156人である。

【避難者予測結果】

ケース	風速	項目	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬 5 時	3m/s	1 日後	1	1	1	134	179	135	111	79
		1 週間後	95	0	1	118	185	138	133	145
		1 か月後	1	0	0	76	137	99	55	40
	8m/s	1 日後	1	1	1	134	179	136	111	79
		1 週間後	95	0	1	118	186	138	133	145
		1 か月後	1	0	0	76	137	99	55	40
夏 12 時	3m/s	1 日後	4	3	3	142	187	143	117	83
		1 週間後	97	2	3	124	192	144	138	148
		1 か月後	2	1	2	80	141	103	58	41
	8m/s	1 日後	4	3	3	143	188	145	118	84
		1 週間後	98	3	3	125	193	145	139	148
		1 か月後	2	2	2	80	142	103	59	42
冬 18 時	3m/s	1 日後	11	6	7	165	213	169	138	96
		1 週間後	103	5	6	144	213	165	156	158
		1 か月後	5	3	4	91	154	115	69	48
	8m/s	1 日後	12	6	8	168	216	172	141	98
		1 週間後	104	5	6	147	217	168	158	160
		1 か月後	6	3	4	93	156	117	71	49

2 帰宅困難者

ア 市民の帰宅困難者

通勤・通学や私用などで外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人と定義し、予測をしている。

関東平野北西縁断層帯地震における夏12時の帰宅困難者が、いずれの破壊開始点でも7,200人を超える。

【帰宅困難者予測結果】

		東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
夏 12 時	埼玉県内	3,565	1,694	3,503	3,621	3,621	3,618	3,589	3,560
	東京都内	3,305	82	3,374	3,410	3,401	3,401	3,345	3,345
	他県内	244	109	217	201	201	201	229	229
	合 計	7,114	1,885	7,093	7,232	7,223	7,220	7,163	7,134
冬 18 時	埼玉県内	2,176	1,034	2,138	2,210	2,210	2,208	2,190	2,173
	東京都内	2,017	50	2,059	2,081	2,075	2,075	2,041	2,041
	他県内	149	67	132	123	123	123	140	140
	合 計	4,341	1,151	4,329	4,413	4,408	4,406	4,371	4,354

※小数点以下四捨五入により、合計値が合わないことがある。

イ 市内に発生する帰宅困難者

関東平野北西縁断層帯地震及び立川断層帯地震における平日12時の帰宅困難者がいずれも最大7,609人である。

【帰宅困難者予測結果】

		東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
平 日	12 時	5,826～ 6,091	1,787～ 2,706	5,265～ 5,759	6,727～ 7,609	6,722～ 7,609	6,715～ 7,609	6,366～ 7,609	6,280～ 7,609
	18 時	2,766～ 3,234	631～ 1,406	2,489～ 3,079	3,505～ 3,690	3,501～ 3,690	3,501～ 3,690	3,396～ 3,690	3,374～ 3,690
休 日	12 時	5,838～ 5,981	1,770～ 2,351	5,636～ 5,652	6,213～ 7,401	6,203～ 7,401	6,197～ 7,401	5,992～ 7,401	5,904～ 7,401
	18 時	2,888～ 3,145	699～ 1,273	2,765～ 3,064	3,252～ 3,529	3,250～ 3,529	3,250～ 3,529	3,178～ 3,529	3,152～ 3,529

第10 その他の項目の予測

1 エレベータ閉じ込め

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、エレベータ停止台数は4台、停止率は4.1%である。

【エレベータ閉じ込め台数予測結果】

	東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
				破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
停止台数	0	0	0	4	4	4	3	3
停止率（%）	0.4	0.1	0.4	3.8	4.1	3.8	3.6	3.4

2 自力脱出困難者数

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、冬5時では木造・非木造をあわせて11人が自力で脱出困難となる。

【自力脱出困難者数予測結果】

		東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬5時	木造	0	0	0	5	8	5	4	3
	非木造	0	0	0	3	4	3	2	1
	計	0	0	0	8	11	8	6	4
夏12時	木造	0	0	0	2	3	2	2	1
	非木造	0	0	0	5	6	5	3	2
	計	0	0	0	7	9	7	4	3
冬18時	木造	0	0	0	3	5	3	3	2
	非木造	0	0	0	4	5	4	2	2
	計	0	0	0	7	9	7	5	3

※四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

3 震災廃棄物

震災廃棄物は、全壊建物、半壊建物、焼失建物による躯体残骸物を対象とする。関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）における被害が最も大きく、冬18時のケースで1.2万トンである。

【震災廃棄物量予測結果】

（単位：万トン）

		東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬5時	3m/s	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8	0.6	0.4	0.3
	8m/s	0.0	0.0	0.0	0.6	0.8	0.6	0.4	0.3
夏12時	3m/s	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9	0.7	0.5	0.3
	8m/s	0.0	0.0	0.0	0.7	0.9	0.7	0.5	0.3
冬18時	3m/s	0.1	0.1	0.1	0.9	1.2	1.0	0.7	0.5
	8m/s	0.1	0.1	0.1	1.0	1.2	1.0	0.8	0.5

4 中高層階生活支障

中高層階生活支障世帯は、関東平野北西縁断層帯地震と立川断層帯による地震で1世帯である。

【中高層階生活支障世帯数予測結果】

東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
			破壊開始点 北	破壊開始点 中央	破壊開始点 南	破壊開始点 北	破壊開始点 南
0	0	0	1	1	1	1	1

5 建物被害額

建物被害額は、関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）が最も多く、冬18時、風速8m/sのケースで90.9億円である。

【建物被害額予測結果】

（単位：億円）

		東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
					破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
冬5時	3m/s	0.5	0.3	0.4	65.7	81.6	66.2	52.3	42.3
	8m/s	0.5	0.3	0.4	65.8	81.7	66.3	52.4	42.3
夏12時	3m/s	1.1	0.9	1.0	67.5	83.6	68.2	53.8	43.2
	8m/s	1.2	1.0	1.0	67.8	83.9	68.5	54.1	43.3
冬18時	3m/s	2.9	1.6	1.9	73.3	89.9	74.4	59.1	46.3
	8m/s	3.1	1.8	2.1	74.1	90.9	75.3	59.8	46.9

第11 まとめ

各想定地震の被害予測結果について、表に示した。

日高市において総合的にみて最も被害が大きい関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：中央）を、本計画における主な想定地震とする（平成26年2月28日 日高市防災会議決定）。

同地震において日高市全体で避難者数が最大となるのは冬18時・8m/sのケースで、1日後の全避難者が361人（避難所避難者 216人、避難所外避難者 144人）となる。1週間後には全避難者が433人（避難所避難者 217人、避難所外避難者 217人）、1か月後には全避難者が519人（避難所避難者 156人、避難所外避難者364人）となる。

また、市内に発生する帰宅困難者は7,600人を超える。

※四捨五入の関係で、合計が合わないことがある。

【各地震の被害】

			東京湾 北部 地震	茨城県 南部 地震	元禄型 関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震			立川断層帯地震	
						破壊 開始点 北	破壊 開始点 中央	破壊 開始点 南	破壊 開始点 北	破壊 開始点 南
30年以内の発生確率			70%		ほぼ0%	0.008%以下			2%以下	
最大震度			5 強	5 弱	5 強	6 弱	6 弱	6 弱	6 弱	6 弱
全壊数(棟)			0	0	0	29	42	29	23	14
半壊数(棟)			3	0	2	438	549	441	366	286
焼失数(棟)	冬18時	8m/s	7	4	5	25	29	27	22	13
死者数(人)	冬 5 時	8m/s	0	0	0	2	3	2	2	1
	夏12時	8m/s	0	0	0	1	2	1	1	1
	冬18時	8m/s	0	0	0	2	2	2	1	1
負傷者数(人)	冬 5 時	8m/s	0	0	0	70	87	70	57	45
	夏12時	8m/s	1	0	1	53	61	53	40	36
	冬18時	8m/s	1	0	1	53	63	53	43	36
断水人口(人)			2, 846	0	95	179	1, 021	702	4, 928	4, 136
1 日後避難者数(人)	冬18時	8m/s	12	6	8	168	216	172	141	98
1 週間後避難者数(人)	冬18時	8m/s	104	5	6	147	217	168	158	160
1 か月後避難者数(人)	冬18時	8m/s	6	3	4	93	156	117	71	49
市内に発生する 帰宅困難者(人)	夏12時		6, 091	2, 706	5, 759	7, 609	7, 609	7, 609	7, 609	7, 609

※避難者数は、避難所避難者数

第5章 防災訓練

第1節 基本方針

第1 趣旨

防災業務に従事する者の防災実務の習熟及び実践的能力向上を図るとともに、関係機関の連携と協力体制を強化し、あわせて市民の防災思想普及を図るため、防災訓練を実施する。

第2 目的

防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、具体的な実施目標は以下のとおりとする。

- 1 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 2 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 3 住民一人ひとりが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 4 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 5 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行い、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 6 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意する。

第2節 現況と実施計画

第1 現況

市防災訓練、消防組合及び消防団が実施する消防訓練、水防訓練等、それぞれの機関が行う定期的な訓練や自主防災組織が行う地域の訓練により、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確認を行っている。

第2 実施計画

災対法第47条で定める災害予防責任者が、同法第48条に基づき実施する。

1 市及び防災関係機関等が行う防災訓練

【市民、自主防災組織、市全課（全班）、消防組合、消防団、防災関係機関】

ア 市防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策に関する総合的な訓練として、市防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確認を行う。

① 実施場所

訓練会場については、その都度選定する。

② 訓練内容

市本部等の設置運営訓練、災害情報の収集・広報訓練、避難所・救護所運営訓練、水防訓練、給水訓練、消火訓練、救命訓練、ライフライン応急復旧訓練、物資輸送・配給訓練、炊出し訓練、自主防災組織等の活動支援訓練等

イ 消防組合及び消防団が実施する消防訓練

市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、あらゆる災害形態を想定した実効性の高い訓練を実施する。

① 参集、初動処置、情報収集伝達、資機材取扱い、通信運用その他必要な基本訓練

② 部隊編成、部隊運用その他必要な図上訓練

③ 火災現場活動、救出救護活動その他必要な現場活動訓練

ウ 水防訓練

水防活動の習熟を目的とし、出水時における警戒、予防等水防体制及び水防工法訓練を重点的に行うとともに、毎年出水期前等に水防訓練を実施する。

エ 災害救助訓練

水防訓練又は消防訓練の際に、自力避難が困難な孤立者、負傷者、避難行動要支援

者の救出、救護並びに炊出し等に重点を置き、消防組合、消防団及び住民等の協力を得て災害救助訓練を行う。

オ 無線通信訓練

災害による有線通信の途絶又は通話が困難となった場合に備え、防災行政無線、消防無線等による訓練を無線通信の方法、情報の収集伝達要領等を習熟するため適宜、効果的に実施する。

カ 非常招集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即対応体制の強化に努める。また、非常招集訓練を適宜実施する。

2 自主防災組織等が行う防災訓練

【市民、自主防災組織、事業所、危機管理課（統括班）、総務課（総務班）、消防組合、消防団】

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、日頃から市民相互の協力のもと自衛的な防災活動を実施することが重要である。事業所、自主防災組織及び市民は、平常時から訓練を実施し、災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

ア 自主防災組織等の訓練

各自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、防災訓練を実施する。

訓練項目は、初期消火訓練、避難訓練、救出訓練、応急救護訓練及びそれらを組み合わせた訓練とする。

また、危機管理課（統括班）及び消防団は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

イ 市民の訓練

市民は、防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練への参加や、家庭での防災に関する話し合いなど、防災に関する取り組みを継続的に実施する。

ウ 事業所等の訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場及びその他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき消火、通報及び避難訓練を実施する。また、地域の一員として、市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

第6章 調査研究

第1節 基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、市の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。調査研究に当たっては、男女別データの収集・分析に努める。

第2節 実施計画

第1 地盤及び地震動特性に関する調査研究 【危機管理課（統括班）】

県が実施する地下構造調査、地震動特性調査及び活断層調査のデータを活用し、基礎的な資料とする。

第2 地震被害想定に関する調査研究 【危機管理課（統括班）】

県が定期的を実施する、地域の危険度及び被害の想定に関する調査を参考に、当市における被害を想定し、震災対策に活用する。

第3 避難者の安全確保に関する調査研究

【危機管理課（統括班）、生活福祉課・障がい福祉課・子育て応援課・長寿いきがい課・保険年金課（避難班）、建設課（応急復旧班）】

避難場所や避難路の安全性確保など円滑な避難方法に関する調査研究を行う。

第4 効果的な緊急輸送に関する調査研究 【管財課（輸送班）】

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究を

行う。

第5 災害情報の伝達等に関する調査研究 【危機管理課（統括班）】

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、市民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究を行う。